

# 公益財団法人久留米市体育協会大会等参加奨励金支給要綱

## (趣旨・目的)

第1条 この要綱は、県内大会等において上位入賞した個人及び団体の健闘を讃え、県または九州の代表として出場する上部大会での活躍を期待し支給する奨励金について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 支給対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 九州大会以上の競技大会及び文部科学省又は公益財団法人日本体育協会が開催する講習会等（世界各国の代表として開催される代表合宿も含む）に出場又は参加する久留米市民、若しくは市内の事業所又は学校に通勤又は通学する者。
- (2) 九州大会以上の競技大会要項の出場申込書に基づく選手、監督及びコーチ、マネージャー等。

## (支給基準)

第3条 大会等参加奨励金の種類及び額は別表のとおりとする。なお、選手の引率等で監督、コーチが大会に同行する場合の支給基準は出場選手の額に準じる。

## (交付申請)

第4条 大会等参加奨励金を申請する場合は様式1号にて交付申請する。申請は該当大会が開催される年度内に限る。

## (減額等)

第5条 次の各号の場合は、大会等参加奨励金の全額または一部を支給しないものとする。

- (1) 冠大会で、交通費及び宿泊費が全額又はその一部が支給される大会の場合は支給しないものとする。
- (2) 予選大会が行われず、（標準記録や前年度の成績上位による出場資格の獲得は除く）地区の代表、競技団体等の推薦のみによって出場できる大会（交流大会、親善大会、鍛成大会等を含む）または、各企業がスポンサーとなる交流大会、親善大会、鍛成大会等は支給しないものとする。
- (3) 全国中学校体育連盟又は九州中学校体育連盟が主催する大会は支給しないものとする。
- (4) 久留米市又は久留米市教育委員会が、大会奨励金等を支給する大会は支給しないものとする。
- (5) 学校教職員等が公務で出場または引率する（監督、コーチ等）場合は支給しないものとする。
- (6) 国、県、または所属する団体等から旅費等の補助を受けている大会は支給額の2分の1とする。

## (報告等)

第6条 大会等参加奨励金の交付を受けた者（団体）は大会結果を報告し、既に奨励金を受け取っていた者で、参加しなかった場合は奨励金を返還するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成5年10月1日から適用する。

## 附 則（平成14要綱1・一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

## 附 則（平成22要綱1・一部改正）

この要綱は、平成22年8月3日から適用する。

## 附 則（平成23要綱1・一部改正）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成23年8月2日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成25年11月6日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

## 別 表

## 支 給 基 準 表

協会の加盟競技団体を統括する上部団体が主催・共催する競技大会 (小学生、中学生及び高校生を除く)	国際大会	30,000 円 (国内開催の場合 15,000 円)
	全国大会	10,000 円 (九州開催の場合 5,000 円)
	九州大会	3,000 円
上記以外で公的な団体 (国・県等) 及びスポーツ振興を目的として行う団体等が主催・共催する大会等 (小学生、中学生及び高校生を除く)	国際大会	20,000 円 (国内開催の場合 10,000 円)
	全国大会	3,000 円 (九州開催の場合 2,000 円)
	九州大会	2,000 円
小学生、中学生及び高校生を対象として、公的な団体 (国・県等) 及びスポーツ振興・体育の向上を目的として行う団体等が主催・共催する大会	国際大会	30,000 円 (国内開催の場合 15,000 円)
	全国大会	10,000 円 (九州開催の場合 5,000 円)
	九州大会	3,000 円

\* 「九州開催」は沖縄県を除く

- ※ この支給基準表の適用は、平成16年8月1日より適用する。
- ※ この支給基準表は平成18年7月31日一部改正し、8月1日より適用する。
- ※ この支給基準表は平成22年8月2日一部改正し、8月3日より適用する。
- ※ この支給基準表は平成23年8月1日一部改正し、8月2日より適用する。
- ※ この支給基準表は平成24年3月31日一部改正し、4月1日より適用する。
- ※ この支給基準表は平成26年3月31日一部改正し、4月1日より適用する。
- ※ この支給基準表は平成28年3月31日一部改正し、平成28年4月1日より適用する。